

序章 はじめに

1 平成25年以降の新たな取組

平成25年10月に外部評価委員会を開催した後、新たな試みとして、次のような取組を行っている。

(1) 教育方法の改善

平成25年までの教育経験を踏まえ、本研究科の教育理念（知的・精神的に強靱な資質と高い倫理観の涵養）を再検討した上で、司法試験合格率の向上等を目指すため、具体的なプロフェッション像として、自ら問題を見出し解決を図る「反省的实践家」を想定し、「統合教育プログラム」の実施を試みることにした。すなわち、①知識獲得型教育と知識活用型教育との統合を達成するために、②チュートリアル学習指導を通じて、統合の基盤となる基礎的スキル（自ら問う力）を養成するとともに、③学習コーチングシステムによる科目横断型の個別指導を通じた統合的視点からの学習アドバイスを提供し、④対話法による授業の質の更なる向上を通じて、できる限り自己完結型学習姿勢から他者貢献型学習姿勢に転換させるように努め、もって、高度の学習定着率を達成しようとするものである。

このような教育方法を目的的に実践するため、教員間の意識の統一を図るべく、繰り返しFDを実施している。

(2) 新たなプログラムの企画

ア 「組織的な就業支援のための教育プログラム」として、講義科目「職場で遭遇する法的課題」（仮称）を新設予定（平成27年度前期）。

このプログラムは、複数の地方公共団体や地元企業と連携して、学生に公共団体や企業の職場において遭遇する法的課題への関心を深めさせるとともに、公共団体や企業に就業する学生の就業意欲を増進し、もって、社会のニーズに応じた法務教育を促進することを目的とする。

イ 継続教育の一環として、「模擬相談者を活用した面接技法の実践的習得プログラム」を開設予定（平成27年度前期）。

従来の授業科目「リーガル・クリニック」（エクスターンと選択必修）の実績を踏まえ、これを「新リーガル・クリニック」に発展させるとともに、新たに「リーガル・クリニック特講」を開設する。「新リーガル・クリニック」は、従来の「リーガル・クリニック」を衣替えして、在学生のほか、狭義の法曹以外に就職し又は就職を希望する修了生をも対象とする。「リーガル・クリニック特講」は、若手弁護士を対象として、複雑で困難な事案、最新の法的課題を含む事案等を素材として、「模擬相談者」を用いたロールプレイを通じた面接技法の発展的・実践的訓練を行うとともに、事案内容を工夫して適切な質問・回答をするために必要な法律知識の確認・定着を図る。

なお、これに関連して、地域貢献と大学機能強化のために、大学の支援を受けて、平成28年度から、「法律相談業務に携わる人材の育成及び継続教育」の事業が実施さ

れる予定である。

(3) 入学定員の変更と入試方法の改善

ア 平成 27 年度から、入学定員を 36 人に削減する。

平成 26 年 4 月の入学者は 21 名にとどまり、定員充足率は 44% であって、50% を下回るに至った。しかし、次年度以降も法科大学院を取り巻く状況に好転する見込みが少ないことを踏まえ、他方において、本研究科の教育システム改善の効果が短期に得られるように教育環境の最適化を図るためにも、一定程度の定員削減はやむを得ないものと考え、平成 27 年度から、入学定員 48 名を 36 名に削減することとしたものである。

イ 平成 27 年度から、2 年短縮型の入試方法を改善する。

2 年短縮型の入試については、従来 2 日間にわたって試験を実施してきたが、志願者の減少傾向が続いていた。そこで、平成 27 年度一般入試から、面接試験を廃止するとともに、試験時間を短縮することによって、1 日で試験を終了することができるように入試方法を改善した。これによって、2 年短縮型について、志願者の減少に歯止めがかかることが期待される。

第 1 章 教育課程の編成

1 カリキュラムの概要

(1) 総論

法曹実務家の養成プロセスとして、学部教育と明確に一線を画すもので、理論と実務を架橋する段階的な積み上げ方式によるカリキュラムを編成している。

1 年次…法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付ける。

2 年次…具体的設例や判例に基づき問題解決のための法的論理を構築する能力を習得
法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付ける。

3 年次…発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得する。

(2) 入学前ガイダンスとプレ・チュートリアル（法科大学院への導入教育）

ア 入学前ガイダンス（任意参加）：入学前の 2 月～3 月ころ

法学未修者向けに、法学入門書・1 年次の教科書の紹介などを行う。

法学既修者向けに、1 年次の授業内容・期末試験の紹介などを行う。

イ プレ・チュートリアル（導入教育）：4 月新年度の授業開始直前の 2 日間

法学未修の新入生向けに、法律学習の方法など必要な基本知識を提供する。

(3) 1 年次配当科目

ア 法律基本科目 15 科目（すべて必修科目）

法律の構成に拘泥せず、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。

イ 法学概論（講義開始直後の 1 週間）

「法律」「訴訟」「判例」など、法律基本科目に共通する概念・制度の基本を学習する。

ウ 基礎演習の開講（平成 22 年度～）

実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の修得を目的とする。

(4) 2 年次配当科目

ア 法律基本科目

1 年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、より高度の法的思考を発展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養う。

イ 実務基礎科目

「法曹倫理 1」（前期・必修）、「法曹倫理 2」（後期・選択）

「民事訴訟実務基礎」（後期・必修）：要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法

ウ 基礎法学・隣接科目

学生の思考を豊かにし、ビジネス法の世界への土台を与える。

エ 展開・先端科目

専門的な法知識を発展させ、問題解決型思考の応用能力を展開する。

「消費者法」「労働法 1」「国際私法・取引法」「金融システム法」など。

なお、2 年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は 3 年次での選択も可能。

(5) 3 年次配当科目

2 年次までに得た体系的知識と論理的思考力を前提に、事例の解析と問題解決のための学力を習得する。

ア 法律基本科目…すべて高度の演習科目

特に後期開講の演習科目にはすべて法律実務家が参加して、実務的な課題解決のための法的思考力を養う。

イ 法律実務基礎科目…「模擬裁判」「ローヤリング」「刑事訴訟実務基礎」「法文書作成」

いずれも実務経験の豊富な専任教員及びみなし専任教員が担当し、訴訟実務の基礎を学生に提供している。

ウ 展開・先端科目…専門法曹として必要な多様な科目

「金融法」「国際私法演習」「倒産処理法 1・2」「税法」「労働法 2」「知的財産法 1・2」など。

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成:平成 25 年度】

1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期
法学概論	基礎演習*				
民法 1・2	民法 3	民事法 2	民事法 1	民法演習	民事法総合演習
民法 5	民法 4	民事法 3	民事法 4		
会社法 1	会社法 2	商事法 1	商事法 2		商事法演習
	民事訴訟法	民事手続法 1	民事手続法 2 民事訴訟実務 基礎		

刑法 1	刑法 2 刑事訴訟法	刑事実体法 刑事手続法	刑事演習 1 - 3	刑事訴訟実務基礎	刑事法総合演習
憲法 1	憲法 2	憲法演習 行政法 1	行政法 2		公法総合演習
		法曹倫理 1	法曹倫理 2	民刑事模擬裁判 法文書作成 ローヤリング	

太字 必修科目

* 基礎演習は、1部を前期に開講

3年次集中 リーガル・クリニック(夏季集中)

エクスターンシップ (春季集中)

2 開設授業科目の概要

(1) 法律基本科目 (68単位：必修62単位，選択6単位)

ア 公法系科目 12単位

1年次…「憲法1・2」

2年次…「憲法演習」，「行政法1・2」

3年次…「公法総合演習」

イ 民事系科目 38単位

1年次…「民法1～5」，「会社法1・2」，「民事訴訟法」

2年次…「民事法1～4」，「商事法1・2」，「民事手続法1・2」

3年次…「民法演習」，「民事法総合演習」，「商事法演習」

ウ 刑事系科目 14単位

1年次…「刑法1・2」，「刑事訴訟法」

2年次…「刑事実体法」，「刑事演習」(選択科目)，「刑事手続法」

3年次…「刑事法総合演習」

エ 1年次の法律基本科目学習のための導入科目 4単位

法学概論，基礎演習

なお，1年次…全て必修科目

2年次…必修科目26単位，選択科目2単位(「刑事演習」)

3年次…必修6単位，選択4単位(「民法演習」，「商事法演習」)

(2) 法律実務基礎科目 (必修5科目9単位)

必修科目…「法曹倫理1」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎」「刑事訴訟実務基礎」
「模擬裁判」

選択科目…「法曹倫理2」「ローヤリング」

選択必修科目 (1単位)

「エクスターンシップ」(3年次冒頭の春季)

広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣。

「リーガル・クリニック」(3年次夏期)

教員の立会いの下、学生が実際の法律相談を実施。

(3) 基礎法学・隣接科目（選択必修 2 科目 4 単位）

1 年次後期…「レトリック論」（弁論の基礎を学ぶ）

2 年次…「法的思考法」「法理学」「外国法（英米）」「金融論」（以上は毎年開講）

「政治学」「社会学」（以上 2 科目はいずれかを隔年開講）

* 1 年次及び 2 年次配当の 5 科目は 3 年次でも履修可能。

(4) 展開・先端科目（選択必修 6 科目 12 単位）

24 科目 46 単位を主として 3 年次に毎年開講。

3 自己評価

(1) 特長

ア 法律基本科目における段階的教育

法律基本科目の各分野について、段階的履修を十分に意識して、1 年次での理論的基礎固めから 2 年次での問題解決型思考へと繋げる 2 年間の段階的教育を行っている。

イ 研究者教員と実務家教員との間の緊密な連携

法律実務基礎科目はもちろん、法律基本科目の一部についても、研究者教員と実務家教員との緊密な連携のもとに授業を実施しており、学生の法実務能力を向上させている。

(2) 課題等

展開・先端科目については、多様な科目を提供しているが、司法試験の選択科目をすべて開設することまではできず、国際関係法（公法系）及び経済法については、講師を確保できていない。これらについては、学生の履修希望をも参考にして開講の要否を検討したい。

なお、前述のとおり、平成 27 年度から、選択必修の上記「リーガル・クリニック」に代えて、「新リーガル・クリニック」を開講するとともに、新たに「リーガル・クリニック特講」を開講して継続教育を行うとともに、実務基礎科目として、「職場で遭遇する法的課題」（仮称）を新設する予定である。

第 2 章 教育方法

1 授業の方法

(1) 授業科目の特性に応じた授業方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生相互間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、以下のとおり、授業科目の特性に相応しい授業方法を採用している。

ア 1 年次科目

専門的な知識を確実に習得させるため、講義形式授業も部分的に採用している。

他方で、自ら考え、学ぶ姿勢を獲得し、問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を

固めるためには、教員との質疑が重要であり、双方向授業を実践している。

イ 2年次科目

具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うため、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

ウ 3年次科目

複雑な事案について、受講生が自ら事実に即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。

エ 演習科目

事例の分析能力や法の適用能力の習得を目指すとともに、法的な論理を組み立てる機会を確保するため、

- ① 事前に課題を示して授業で解決案の構成メモを書かせる
- ② 講義分野のみを示し、課題は授業の場で初めて示して構成メモを書かせる
- ③ 分野を事前に一切示さず、その場で課題を呈示して構成メモを書かせる
- ④ 授業での検討の後、最終の解答答案の提出の義務付け（又は任意）を奨励するなどの方法を採用している。

また、「刑事法総合演習」「公法総合演習」では、教員と学生、学生同士の討論を重視するため少人数の複数クラス制を採用している。

オ 「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」の実施方法

- ① 事前のガイダンス（受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させる）
- ② エクスターンシップ協力弁護士・受入機関責任者との緊密な連携の下で指導監督
- ③ 受講後の成績評価（エクスターンシップ受入責任者及びリーガル・クリニック立合教員による成績評価書、学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績を判定）
- ④ 個人情報等の秘密保持に関する誓約書の提出

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

ア 年間授業計画

年度当初のシラバスに修正・変更があれば、その都度、法科大学院教育研究支援システム（以下、「TKCシステム」という。）を通じて周知している。

イ 各授業の授業内容、授業の進め方、成績評価の基準、授業計画

年度当初に学生全員に各年度のシラバスを配付するほか、それぞれの授業において、TKCシステムを通じて詳細に告知している。

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

ア 授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。

イ シラバスにおいて、各科目に相応しい適切な教科書や補助教材を指示している。

ウ それぞれの授業で、TKCシステムや配付資料を通じて、各回毎に予習課題を示すほか、授業の際、又は授業実施後に、適宜復習課題を示している。

エ 学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保している。

オ 学生はTKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手することが可能となっている。

カ 図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等が整備されている。

(4) 集中講義の実施における配慮

集中講義は、平成 25 年度は 1 科目を実施しているが、夏季休暇中に実施し、資料の事前配布を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

2 自己評価

(1) 特長

ア 授業で生じた疑問を遠慮なく教員に質問することを奨励しており、教員が授業終了後に 30 分以上も教室で学生の質問に答えていることもある。

イ 全教員についてオフィス・アワーを設定しているほか、学生は、授業、自習で生じた疑問をオフィス・アワー以外でも研究室を訪れて質問することができ、さらに、随時、メールによる質疑応答も行われている。

ウ 従来は、基礎知識の習得が優先され、授業資料としても情報伝達型のレジュメが多くみられたが、科目によっては考える機会を与えるような内容の工夫がなされるようになっており、受講生の学力不足分の根本的要因を探りこれに対処する方向の授業に変化しつつある。

(2) 課題等

平成 24 年度には、授業方法についてパイロット授業を実施するなど、教育の効率化に努めてきたが、これを踏まえて同 25 年度以降、FD を通じて継続的に教育方法の改善に取り組んできた。平成 26 年度は、「学習コーチングシステム」を積極的に取り入れることによって、個々の学生の学習進度を的確に把握し、弱点を補強することを通じて、上位層について一層の成績向上を図るのとはもとより、中位層についても確実なレベルアップを目指している。

もとより、教科によってそれぞれ固有の特性があるので、これを度外視して全ての教科について教育方法を統一することは相当ではないが、法曹としての基礎的能力を身に付けさせるためには、より高度なレベルにおいて多様な教育方法を統合し、知識活用型の教育を全面的に展開する必要があるところ、この点においては、なお不十分であると認められるので、FD等において一層の浸透化を図る必要があるものと考えている。

第3章 成績評価と修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価基準の設定と周知

ア 成績評価の考慮要素

試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮する。

重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示して学生に周知している。

イ 成績評価

以下の4段階の評価として、秀～可を合格とする。

秀（きわめて優秀）

優（優秀）

良（望ましい水準に達している）

可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するために一層の努力を要する）

不可（一応の水準に達していない）

* 共通的な到達目標を踏まえて、毎回の授業の到達目標をレジュメ等で明示している。

* 絶対評価を原則とし、授業の目標の達成度に基づいて成績を適正に評価している。

(2) 成績評価の基準に従った評価を確保する措置

学期末試験終了後の成績判定会議で、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正する。

(3) 成績評価の結果等の学生への告知

学生はいずれかのチューター・グループ（教員2人が担当）に所属している。

チューターとなった教員は、担当学生の学業及び生活全般の相談に応じ、成績評価についても、各学期末に開催するチューターとの個人面談で、科目毎の成績分布データを含めて告知し、成績向上に向けた指導を実施している。

(4) 期末試験の実施方法等

期末試験は、一定の期間に実施している。

期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生が十分な準備をして試験に臨めるように配慮している。

期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

法律基本科目の試験問題は、原則として、当該科目に関係する複数教員が事前に協議・検討した上で出題することとしている。

期末試験の終了後、各担当教員から試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針を、TKCを通じて学生に公表している。

(5) 再試験及び追試験の実施

ア 再試験

法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、1年次前期の必修科目に限定して、合格点に達しなかった者に再試験の機会を与えている。

再試験前には、事前に補習授業を実施するなどして勉学の援助を行っている

再試験の成績は、合格ラインを超えた者を一律に「可」としている

イ 追試験

病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、実施している。

ウ 再試験・追試験は、期末試験の内容との重複など、試験内容等に十分配慮している。

(6) 単位認定に関する異議申立制度

単位認定について疑問が担当教員への問合せによって解消できなかった場合には、異議申立制度に基づき、担当教員を除く3名の教員による検証を行い、異議に理由がある

場合には教授会で改めて単位を認定している。

2 進級制

所定の学年で修得すべき必修科目のうち、不可となった科目の単位が 6 単位を超える学生には、進級を認めず（原級留置として）次学年の配当科目の履修を認めない制度を採用している。原級留置となった者には、未修得単位科目のみの再履修を求め、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。

3 修了認定

(1) 修了認定の要件…以下の単位修得+最終試験の合格

3年標準型…合計 100 単位以上

2年短縮型（法学既修者）…70 単位以上

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3年標準型

公法系科目 12 単位

民事系科目 34 単位

刑事系科目 12 単位

その他法律基本科目 4 単位

法律実務基礎科目 10 単位

基礎法学・隣接科目 4 単位

展開・先端科目 12 単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から 12 単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目 8 単位

民事系科目 18 単位

刑事系科目 6 単位

としているほか、実務基礎科目以下については3年標準型と同様である。

(3) 最終試験

公法系、民事系及び刑事系の3科目について、最終試験を課している。

各系につき、概ね 20 分から 30 分程度の口述試験を実施し、成績不良者には修了を認めないこととしている。

しかし、所定の修了単位を取得した者に対して、さらに最終試験を課すことについては議論もあることから、平成 26 年度入学者からは、最終試験を廃止することとした。

4 自己評価

(1) 特長

ア FDでの継続的な議論を通じて、成績評価の水準について認識の統一を図っている。

イ 各学期末試験終了後の成績判定会議で、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正している。

ウ 成績評価の告知をチューターである教員との個別面談で実施し、科目毎の成績分布に関するデータ等を示して、今後の成績向上に向けた指導を実施している。

エ 学内成績と司法試験の合格には強い相関関係がみられ、学内の成績評価は適正になされている。

(2) 課題等

厳格な成績評価及び修了認定を実施した結果、単位未修得のために原級留置となる者が増加する傾向がある。その対策として、授業担当者による個別指導などを通じて、原級留置者の成績向上に努めている。

第4章 入学選抜と学生の在籍状況

1 入試方法

① 一般入試…3年標準型と2年短縮型で併願も可能

② AO入試…3年標準型

いずれの入試でも、法科大学院全国統一適性試験の結果を重視し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考で不合格としている。

(1) 一般入試

ア 3年標準型

① 小論文試験（120分：150点を配点）

社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法

② 面接試験（15分：50点を配点）

社会的なトピックを取り上げ、質疑応答で論理的な議論の能力を確かめる。

* 配点

適性試験 100点、小論文試験 150点、面接試験 50点の合計点で合否を判定

なお、外国語能力等を試験合格証等で証明した者には、20点を上限として加算

イ 2年短縮型

① 法律科目試験（憲法、民法、商法、民訴法、刑法、刑訴法の論述筆記試験）

② 面接試験（15分：50点を配点）

* 配点

適性試験 100点、法律科目試験 640点、面接試験 50点の合計点で合否を判定

なお、加算点については、3年標準型と同様の取扱い

* 2年短縮型については、平成27年度一般入試から、受験し易さを考慮して入試日程を短縮し、面接試験を廃止することとした。その結果、適性試験 60点、法律科目試験 380点、志望理由書・学部での成績等 20点の合計点で合否を判定することとした。

(2) AO入試

医師，司法書士など，優れた社会的実績を有する人材を法曹界に導くため，一定の国家資格を有し，各専門分野で活躍している者を対象として，40分程度の面接試験を実施。

2 入試の結果

本研究科の入学定員は，平成21年度まで60人，平成22年度より48人であったが，同27年度からは36人の予定である。

平成20年度から23年度までは，ほぼ入学定員に近い人数が入学していたが，近時は，法科大学院入学希望者の全国的な減少に伴って，本研究科でも実際の入学者数が入学定員をかなり下回る状況が続いている。

平成26年度入試では，一般入試を前期（8月）と後期（11月）に分割して2回実施したが，前期と後期の合格者総数は45人で，競争倍率は2.04倍，入学者21人（定員充足率0.44）という結果となった。受験者総数，合格者数は，前年度を上回ったものの，入学辞退者が予想を超えて増加したため，定員充足率が著しく低下するに至った。そのため，平成27年度からは入学定員を36人に削減するとともに，入試説明会・進学相談会を増やし，新たに松山，松江，高松において説明会を実施したほか，新聞社・受験予備校等が実施する各地の入試説明会等にも積極的に参加するなど，鋭意広報活動を行っている。

3 学生の在籍状況

平成26年5月1日現在の在籍者数は，1年生23人，2年生36人，3年生31人の計90人で，収容定員（144人）を下回っている。

なお，平成26年3月末日現在の原級留置者数は，1年生12人（うち4人は3月末日付で退学），2年生11人，3年生13人（うち2人は3月末日付で退学）で，休学者は，1年生7人（うち4人は3月末日付で退学），2年生4人，3年生1人である。

別表【入学者・修了者数】

（単位：人，％）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
入学者数	61	56	58	62	54	58	44	44	29	27	493
修了者数	47	49	48	52	42	38	35	22	5	—	338
うち標準年限	(19)	(25)	(30)	(38)	(35)	(27)	(29)	(19)	(5)	—	(227)
未修了者数	14	7	10	10	12	20	9	22	—	—	104
うち退学	(13)	(6)	(9)	(9)	(11)	(17)	(4)	(7)	(3)	—	(79)
修了率	77.0	87.5	82.8	83.9	77.8	65.5	79.5	50.0	—	—	68.6
うち標準年限	(31.1)	(44.6)	(51.7)	(61.3)	(64.8)	(46.6)	(65.9)	(43.2)	(—)	(—)	(46.0)

4 自己評価

(1) 特長

一般入試の3年標準型（3年コース）では，小論文試験（2時間）と面接試験（15分）を実施し，2年短縮型では，6科目の法律科目試験（論述式）（合計6時間20分）を実施

しており、求める人材を識別する機能を果たしていると考えている。

AO入試では、社会的なトピックを取り上げ、3人の面接委員が、比較的長時間（約40分程度）の質疑応答で、論理的な議論の展開能力をチェックしている。

（2）課題等

有能な人材をできる限り多方面から広く確保するため、試験形式や出題方法を工夫し、また、東京、大阪に試験場を設けるなど、受験の機会の拡大に努めてきた。これらの取り組みの成果は、相応にあったものと考えているが、入学者が増加するまでには至っていない。

そこで、平成27年度入試からは、特に2年短縮型について面接試験を廃止し、試験時間を短縮するなどの改善を行い、志願者の増加を図ることとしたが、なお予断を許さない状況にある。したがって、今後の入学志願者の動向を踏まえて、入試制度の改善に一層努力する必要があると考えている。

第5章 教員の指導能力及び配置状況

1 教員の指導能力

本研究科は、1専攻（法務専攻）で構成された独立研究科で、学生定員48人（なお、平成27年度からは36人）に対し、研究者教員14人、実務家教員6人の合計20人の専任教員が置かれている。

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

2 教員の配置状況

（1）法律基本科目…13人の専任教員を配置

憲法 2人、行政法 1人、民法 4人、商法 2人、民事訴訟法 1人
刑法 2人、刑事訴訟法 1人

（2）基礎法学・隣接科目…1人の専任教員を配置、

（3）展開・先端科目…3人の専任教員を配置

* そのほか、法律基本科目担当の専任教員及び非常勤講師が一部を担当している。

* 展開・先端科目担当の3人の専任教員のうち2人はビジネス関係の専門家である。

（4）必修科目の担当教員…実務基礎科目の一部（刑事訴訟実務基礎、法文書作成）を除いて、全て専任教員が担当している。

3 自己評価

（1）特長

ア 専任教員の配置、教員の構成、実務家教員は、いずれも適切に確保されている。

イ 教員の採用は、研究者教員は5年以上の教育経験、実務家教員は法律実務上の実績のほか修習生の指導の実績を要件として、厳格な能力審査と面接によって、十分な教育上の指導能力を有する適切な人材を確保している。

(2) 課題等

本研究科は、小規模で代替要員の確保が困難であることなどから、研究専念期間の実現は容易ではない。しかし、専念期間の時期・長短や授業科目の開講時期等の工夫・調整によって、できる限り実現するよう検討を行う必要があると考えている。

第6章 修了生の進路及び活動状況

1 修了生の進路

修了生は、これまで毎年10数人程度が司法試験に合格し、平成25年までの累計は119人（うち、1人は旧司法試験合格者）に達している。合格者の大半は弁護士として活動し、かつその過半数は広島弁護士会または中国地方の各弁護士会に所属し、地域法曹としての役割を果たしている。また、司法書士等の法律専門職や県庁、市役所、地元銀行等の法務部門等に就職する者も少なくない。

表1 司法試験合格者数・合格率

(単位：人，%)

		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
広島大学	志願者数	12	44	70	95	104	116	126	140	115
	受験予定者	12	38	62	94	97	109	115	128	108
	受験者数	12	32	52	84	77	80	91	101	95
	短答合格者	11	28	39	50	53	52	55	60	50
	(合格率)	(91.7)	(87.5)	(75.0)	(59.5)	(68.8)	(65.0)	(60.4)	(59.4)	(52.6)
	最終合格者	3	11	19	21	16	10	19	19	11
(合格率)	(25.0)	(34.4)	(36.5)	(25.0)	(20.8)	(12.5)	(20.9)	(18.8)	(11.6)	
全 国	志願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265	10,315	9,255
	受験予定者	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,687	11,100	10,178	9,159
	受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,387	7,653	8,015
	短答合格者	1,684	3,479	4,654	5,055	5,773	5,654	5,339	5,259	5,080
	(合格率)	(80.5)	(75.5)	(74.3)	(68.4)	(64.8)	(58.4)	(63.7)	(61.9)	(63.4)
	最終合格者	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,102	2,049	1,810
(合格率)	(48.3)	(40.2)	(33.0)	(27.0)	(25.4)	(23.5)	(25.1)	(26.8)	(22.6)	

表2 司法試験累計合格者数等

	修了者数	累計 受験者数	最終合格者数									累計合格者数 (修了者合格率)	(受験者 合格率)	受験資格喪失 者数(全国)	
			18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年				
17年度	12	12	3	5	1	0	0					9 (75.0)	(75.0)	3(429)	
18年度	29	99		6	7	9	0	1				16 (55.2)	(55.2)	8(1,325)	
19年度	41※1	38			11	11	0	0	2			24 (58.5)	(63.2)	9(1,510)	
20年度	52	51				8	7	1	1	1		18 (34.6)	(35.3)	23(1,452)	
21年度	46	43					9	5	6	1	1	22 (47.8)	(51.2)	8(690)	
22年度	44	43							3	5	3	11 (25.0)	(28.2)	10(436)	
23年度	36	33								5	6	2	13 (36.1)	(39.4)	0(16)
24年度	51	35									8	4	12 (23.5)	(34.3)	0(0)
25年度	27	25										4 (14.8)	(16.0)	0(0)	
合計	338	309	3	11	19	21	16	10	19	19	11	129 (38.2)	(41.7)	61(5,867)	

表3 修了生の進路 (25年度末)

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち法務研修生
338	119*	19	100 弁護士 97 (中国弁護士会 69, うち広島弁護士会 57) (企業内 5(銀行 2,電力, 製造業, 不動産)) 裁判官 1 検察官 1	43 司法書士 3 裁判所事務官 8 広島県庁 1 広島市役所 9 ほか	123	62

*うち1人は旧司法試験合格

2 自己評価

(1) 特長

ア 地域の法律専門家としての修了生の活躍

修了生のうちの相当数が、司法試験合格及び司法修習を経て、地元である中国地区を中心に弁護士として法律事務所、企業などで活躍している。

法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員、民間企業の法務人材として、各方面で法的サービスの充実に貢献している者が少なくない。

これは、本研究科が、研究科の理念・目標に忠実に、柔軟な思考力と適格な実践的能力を有する法律専門家を養成してきたことによる成果であると考えている。

イ 修了後の進路を考えるための法務セミナー等の開催

本研究科では、地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生（司法試験の合格の有無を問わない）の進路の開拓に努めている。

また、在学生および修了生対象のセミナーを開催し、本学修了生が法律専門家とし

て実社会で活躍していることを紹介することにより，修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

(2) 課題等

教育目標に応じた教育によって相応の成果を上げているが，司法試験合格率が常に全国平均を超えているとは言えないことから，一層の努力が必要であると認識している。

(以上)